

3 個別労働関係紛争のあっせん・労働相談

(1) 概要

- ア 平成13年10月から、知事委任による個別労働関係紛争に係るあっせん及び労働相談を実施している。
- イ 平成30年度のあっせんに係る労働相談の実件数は158件で、うち147件が労働者からの相談であった。
また、相談項目別では、「経営又は人事」に関するものが56件(35.4%)と最も多く、次いで「労働条件等」に関する相談が31件(19.6%)であった。
- ウ 平成30年度中のあっせん事件は4件(うち前年度からの繰越1件)あり、その結果は解決3件、打ち切り1件であった。

(2) 労働相談の状況

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

相談項目		区分	労働者	事業主	双方	計
実件数			147	11		158
相談方法	訪問		39	4		43
	電話		102	7		109
	電子メール		6	0		6
延べ件数			147	11		158
経営又は人事			54	2		56
ア	解雇		20	1		21
イ	配置転換、出向・転籍		6			6
ウ	復職		1			1
エ	懲戒処分		2			2
オ	退職		17			17
カ	勤務延長、再雇用					0
キ	その他経営又は人事		8	1		9
賃金等			25	0		25
ク	賃金未払い		7			7
ケ	賃金増額		1			1
コ	賃金減額		4			4
サ	一時金		4			4
シ	退職一時金		1			1
ス	解雇手当					0
セ	休業手当		3			3
ソ	諸手当		2			2
タ	その他賃金		3			3
チ	年金(企業年金・厚生年金等)					0
労働条件等			24	7		31
ツ	労働契約		8	2		10
テ	労働時間		2	1		3
ト	休日・休暇		4	1		5
ナ	年次有給休暇		1			1
ニ	育児休業・介護休業		1			1
ヌ	時間外労働					0
ネ	安全・衛生					0
ノ	福利厚生制度					0
ハ	社会保険			1		1
ヒ	労働保険		1			1
フ	その他の労働条件等		7	2		9
職場の人間関係			24	1		25
ヘ	セクハラ		1			1
ホ	嫌がらせ		23	1		24
その他			20	1		21
マ	その他		20	1		21

(参考) 無料相談会の実施状況

年度	開催日時	会場	相談件数
20	平成21年3月14日(土)10~15時	県民会館6階	14件(労11件、使3件)
21	平成22年3月6日(土) "	"	20件(労20件、使0件)
22	平成23年3月11日(土) "	"	10件(労10件、使0件)
23	平成24年3月12日(土) "	"	14件(労14件、使0件)
24	平成25年3月9日(土) "	"	16件(労16件、使0件)
25	平成25年10月19日(土)13~16時	森林水産会館5階	3件(労1件、他2件)
	平成26年3月8日(土)10~15時	森林水産会館1階	6件(労6件、使0件)
26	平成27年3月7日(土) "	ボルファートとやま3階	9件(労9件、使0件)
27	平成28年3月12日(土) "	県民会館6階	12件(労11件、使1件)
28	平成29年3月11日(土) "	"	9件(労9件、使0件)
29	平成30年3月10日(土) "	"	12件(労12件、使0件)
30	平成31年3月9日(土) "	"	8件(労8件、使0件)

*無料相談会は平成15年度から実施。30年度の相談件数は(2)に掲げた実件数の内数。

(3) 個別あっせんの状況(平成30年度)

取扱件数			不開始 件数	終結件数			合計	翌年度 繰越
前年度から の繰越	新規	計		解決	打切り	取下げ		
1	3	4	0	3	1	0	4	0

(4) 個別あっせん一覧表

申出番号・事件名	申出年月日	終結年月日	終結事由	業種
個30-1 雇用関係調整事件	30.3.12	30.4.27	解決	不動産業
個30-2 雇用関係終了調整事件	30.5.22	30.6.27	解決	教育・学習支援業
個30-3 解雇補償金請求事件	30.11.5	30.12.6	打切り	農業
個30-4 雇用関係終了調整事件	30.11.20	30.12.19	解決	製造業

ア 不開始事件の状況

なし

イ 終結事件の状況

申出番号 ・事件名	年月日	終結事由	概 要
個30-1 雇用関係 調整事件	申 出 30. 3.12 終 結 30. 4.27	解決	<p>【申 出 者】 パート 【被申出者】 不動産業 【調整事項】 不利益に変更された労働条件の是正 【経 過】 申出者は、契約期間満了を前に、被申出者から新たな契約書への同意を求められたが、契約期間が1年から半年に短縮されるなど労働条件が不利益に変更されていたため、その是正を求めたもの。</p> <p>3.15 申出書提出 3.19 被申出者事前調査 4. 4 第1回あっせん開催 4.27 第2回あっせん開催</p> <p>申出者が退職することを前提に、被申出者側が申出者に解決金を支払うことで解決した。</p> <p>【合意概要】 1 甲(申出者)と乙(被申出者)は、乙の都合により甲が退職することを相互に確認する。 2 乙は、甲に対し、解決金を支払う。 3 甲と乙は、合意文書に定めるほか債権債務がないことを相互に確認する。</p> <p>【あっせん員】 米澤代理、吉田委員、谷川委員</p>

<p>個30-2 雇用関係 終了調整 事件</p>	<p>申出 30.5.22</p> <p>終結 30.6.27</p>	<p>解決</p>	<p>【申出者】正社員 【被申出者】教育・学習支援業 【調整事項】給与相当額の支払い 【経過】 申出者は、常勤から非常勤への雇用形態変更の合意があることを前提に、退職願を提出したところ、雇用が継続されなかったため、退職の無効を主張し、退職していなければ得られたであろう給与相当額の支払いを求めたもの。</p> <p>5.22 申出書提出 5.29 被申出者事前調査 6.27 あっせん開催 被申出者側が、申出者に解決金を支払うことで解決した。</p> <p>【合意概要】 1 甲(申出者)と乙(被申出者)は、雇用関係が終了したことを相互に確認する。 2 乙は、甲に対し、解決金を支払う。 3 甲と乙は、合意文書に定めるほか債権債務がないことを相互に確認する。</p> <p>【あっせん員】島谷会長、黒川委員、宮崎委員</p>
<p>個30-3 解雇補償 金請求事 件</p>	<p>申出 30.11.5</p> <p>終結 30.12.6</p>	<p>打切り</p>	<p>【申出者】正職員 【被申出者】農業 【調整事項】差額賃金及び解雇予告手当の支払い 【経過】 申出者は、被申出者によって雇用形態を正職員からパート職員に変更されたうえ、後日、解雇を告げられた。このため、申出者は、雇用形態の変更の無効及び解雇の無効を主張し、パート職員として支払われた賃金と正職員としての賃金との差額及び解雇予告手当の支払いを求めたもの。</p> <p>11.5 申出書提出 11.9 被申出者事前調査 12.6 あっせん開催</p> <p>双方の主張の隔たりが大きく、解決の見込みがないため打切りとなった。</p> <p>【あっせん員】竹地委員、長委員、村田委員</p>

<p>個30-4 雇用関係 終了調整 事件</p>	<p>申出 30.11.20</p> <p>終結 30.12.19</p>	<p>解決</p>	<p>【申出者】正社員 【被申出者】製造業 【調整事項】退職手当の支払い 【経過】 被申出者から県外への転勤を命じられた申出者は、転勤することができない事情を説明したが、取り合ってもらえなかったため、退職する場合の条件として、離職理由を会社都合にすることと退職手当の支払いを求めたもの。 11.20 申出書提出 11.28 被申出者事前調査 12.19 あっせん開催 被申出者側が、申出者に退職手当を支払うことで解決した。 【合意概要】 1 甲(申出者)と乙(被申出者)は、乙の都合により甲が退職することを相互に確認する。 2 乙は、甲に対し、退職手当を支払う。 3 甲と乙は、合意文書に定めるほか債権債務がないことを相互に確認する。 【あっせん員】彼谷委員、村藤委員、谷川委員</p>
---------------------------------------	---	-----------	---

ウ 係属中の事件の状況

なし